

定期点検結果（平成29年度）

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく点検等について、平成29年度の定期点検結果を取りまとめました。

（1）対象施設と点検区分

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく対象施設と点検頻度は下表のとおりです。

表1. 対象施設と点検区分

分野名	施設名	点検頻度	
道路	橋梁	5年に1回	
	トンネル	5年に1回	
	シェッド※1	5年に1回	
	大型カルバート※2	5年に1回	
	附属物（標識、照明等）	門型標識	5年に1回
		上記以外	10年に1回
	法面等構造物	要対策箇所：5年に1回 それ以外：10年に1回	
舗装	5年に1回		
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	1年に1回	
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	1年に1回	
港湾	岸壁、物揚場等	5年に1回	
空港	滑走路、灯火・電気設備	滑走路：3年に1回 灯火、電気設備：1年に1回	
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜	砂防ダム：3年に1回 地すべり：2年に1回 急傾斜：2年に1回	
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	土木構造物：1年に1回 遊具：1年に2回	
下水道	下水処理場	5年に1回	
	下水管渠	4年に1回	

※1 シェッドとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門

※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

公共土木施設

道路



河川



港湾



空港



砂防



公園



下水道



定期点検結果（平成29年度）

（1）対象施設と点検区分

各施設の健全度は次の4段階区分を基本とします。

表2. 健全度区分表



区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全措置	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視。
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施。
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施。

定期点検結果（平成29年度）

（2）点検結果

平成29年度の点検結果は次のとおりです。なお、点検は平成27年度を初年度とします。

①点検結果

表3．平成29年度点検結果一覧

分野	施設名	単位	① 管理施設数 (H30年3月)	② H27年度 点検箇所数	③ H28年度 点検箇所数	④ H29年度 点検箇所数	⑤H29年度までの点検状況※1		健全度区分ごとの内訳			
							⑥点検数※2 (②③④計 or ①)	⑦点検率 (⑥/①) %	I	II	III	IV
道路	橋梁※4	橋	2,746	387	913	639	1,939	71	414	177	48	0
	トンネル	本	193	5	29	72	106	55	1	41	30	0
	シェッド	基	48	20	0	10	30	63	0	5	5	0
	大型カルバート	基	8	0	8	0	8	100	0	0	0	0
	附属物（門型標識等）	基	40	0	7	14	21	53	12	2	0	0
	附属物（上記以外）	基	24,754	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	のり面等構造物※3	箇所	26,633	1,478	1,438	535	3,451	13	484	44	7	0
	舗装	km	3,065	609	627	0	1,236	40	0	0	0	0
河川	河川管理施設	基	224	219	220	224	224	100	53	79	88	4
	ダム	設備	377	356	356	377	377	100	157	161	58	1
港湾	港湾施設	施設	525	14	12	33	59	11	0	8	25	0
空港	空港施設	施設	26	12	11	0	23	88	0	0	0	0
砂防	砂防施設	施設	2,905	1,650	1,435	1,262	2,905	100	814	390	58	0
都市公園	公園施設	施設	699	698	698	699	699	100	360	261	73	5
下水道	処理場	施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管渠（管渠）	km	74.7	0	14.6	18.3	32.9	44	0	16.4	1.9	0

※1：⑤H29年度までの点検状況は、H27年度を初年度として点検の進捗を⑦点検率で表記

※2：⑥点検数は、点検頻度が2年以上の施設についてH29年度までの累計、点検頻度が1年に1回以上は管理施設数とした

※3：H28までは緊急輸送道路分、現在は全ての管理施設数

※4：橋梁には横断歩道橋を含む

定期点検結果（平成29年度）

（2）点検結果

②健全度Ⅳリスト

緊急措置段階の健全度区分Ⅳは、損傷状況により使用規制などの安全確保を行うとともに、速やかに対策を講じます。
なお、健全度区分Ⅳの箇所は次のとおりです。

表4. 健全度判定Ⅳ区分箇所の一覧

平成30年11月時点

整理番号	分野	施設名	道川港等名	健全度Ⅳ箇所名	損傷の内容	緊急措置又は措置状況	所在地
1	河川	河川管理施設	三刀屋川	滝谷川第3樋門	扉体・戸当りと干渉（全閉不可）	H30.7月 修繕対応済み	雲南市三刀屋町
2	河川	河川管理施設	赤川	古城内堤樋門	開閉機不具合	H30.7月 修繕対応済み	雲南市大東町
3	河川	河川管理施設	赤川	神田樋門（内堤）	水密ゴム損傷、開閉機不具合	H30.7月 修繕対応済み	雲南市大東町
4	河川	河川管理施設	小谷川	小谷川分流樋門	開閉装置自重降下不良	H30.6月 修繕対応済み	江津市
5	河川	ダム	美田ダム	監視設備 CCTV 旋回式カメラ装置	No.2カメラ（貯水池側）の操作が不能	H30年度内修理予定	西ノ島町
6	都市公園	公園施設	県立石見海浜公園	休憩所2（Aゾーン）	躯体の梁柱壁、軒先各所に破損	立入禁止措置済	浜田市
7	都市公園	公園施設	県立石見海浜公園	焼却炉1（Aゾーン）	焼却炉からダイオキシンが発生	使用禁止	浜田市
8	都市公園	公園施設	県立石見海浜公園	転落防止柵（Aゾーン）	一部腐食による倒壊	撤去、立入禁止措置、看板設置、一部取替	浜田市
9	都市公園	公園施設	県立石見海浜公園	ベンチ（Fゾーン）	腐食による破損	利用禁止措置	江津市
10	都市公園	公園施設	県立石見海浜公園	焼却炉2（Bゾーン）	焼却炉からダイオキシンが発生	使用禁止	浜田市